

1 超えた日数分以上の日数の研修を行うことが必要である。

2 また、基本研修科目又は必修科目で最低履修期間を満たし
3 ていない場合にも、未修了として取扱い、原則として引き続
4 き同一の研修プログラムで当該研修医の研修を行い、不足す
5 る期間以上の期間の研修を行うことが必要である。

6

7 (4) その他

8 プログラム責任者は、研修休止の理由の正当性を判定し、
9 履修期間の把握を行うべきである。研修医が修了基準を満た
10 さなくなる恐れがある場合には、事前に研修管理委員会に報
11 告・相談するなどして、対策を講じ、当該研修医があらかじ
12 め定められた臨床研修期間に研修を修了できるように努める
13 べきである。

14

15 5－2 臨床研修の到達目標（臨床医としての適性を除く）の 16 達成度の評価

17

18 研修の達成度の評価においては、あらかじめ定められた研
19 修期間を通じ、各到達目標について達成したか否かの評価を
20 行い、少なくともすべての必修項目について目標を達成しな
21 ければ、修了として認めるべきではない。

22 個々の到達目標については、研修医が医療の安全を確保し、
23 かつ、患者に不安を与えることのできる場合に当該項目を達成したと考
24 えるべきであり、手技等の巧拙は問わないこととすべきである。

25

26 5－3 臨床医としての適性の評価

27 管理者は、研修医が以下に定める各項目に該当する場合は